

坂和総合法律事務所

事務所だより

第4号 2005（平成17）年新年号

編集・発行：坂和総合法律事務所

〒530-0047

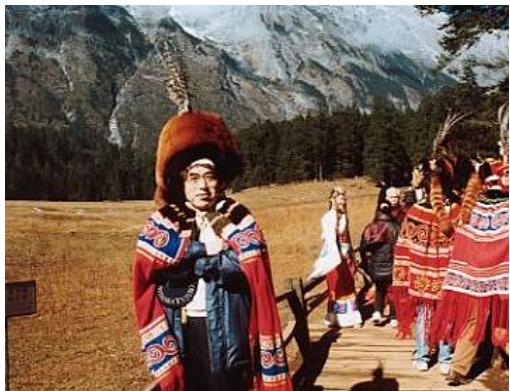
大阪市北区西天満3丁目4番6号

西天満コートビル3階

TEL06(6364)5871・FAX06(6364)5820

メール office@sakawa-lawoffice.gr.jp

<http://www.sakawa-lawoffice.gr.jp>



11/28～12/5 の中国雲南省への旅行でナシ族の民族衣装を着てご満悦の坂和弁護士。事務所でもこんな「お茶目」な先生でいてくれればという事務局の願いをこめて・・・！

最高の天候に恵まれ、雄大で美しい玉龍雪山に大いに感動！
今年1年よい年になりますように。

新年明けましておめでとうございます。

- 1) 今年 2005（平成 17）年は、ついに 1945 年の終戦から戦後 60 年という節目の年を迎え、憲法改正問題についての真剣な議論が始まろうとしています。
01 年 4 月に発足した小泉内閣は昨年いよいよ「改革の本丸」と位置づけた郵政民営化に着手し、また地方分権の「三位一体改革」を進めていますが、その先行きには不安がいっぱいです。03 年 11 月 9 日の衆議院総選挙と 04 年 7 月 11 日の参議院選挙を経た第 2 次 小泉内閣は、「中二階」と称される「対抗馬」不在の幸運や 04 年 11 月 2 日のアメリカ大統領選挙におけるブッシュ共和党の大勝利という幸運に恵まれて政権を維持していますが、既に以前の輝きは失われています。
- 2) 他方、イラクへの自衛隊派遣の延長問題、中国の原潜問題、北朝鮮の核および拉致問題、台湾・韓国問題等々、国際問題は緊張を増すばかりで、2008 年の北京オリンピックがスンナリと挙行できるのかさえ私は不安に思っています。
- 3) 更に昨年、日本列島は新潟県中越地震（10 月）や記録的な台風の襲来（27 回）によって大きな被害を受け、国民の心は将来に対する

不安でいっぱいです。

- 4) そんな中、新しい年にはどんな希望があるのかと考えると、残念ながら「これだ！」というものは見当たりません。しかしそうだからこそ私は、戦後 60 年の区切りとなる今年は一人一人の国民が眞面目に日本の政治や経済を考え、自分の持ち場で最大限の努力をしていくことが大切だと考えています。すなわち大きな視点でいえば、形骸化してしまった戦後民主主義を見直し、本来の民主主義を取り戻すため、一人一人の国民の具体的な行動とエネルギーの結集が必要なのです。
- 5) そんな大きな夢と理想を描きながら、今年も坂和総合法律事務所の事務所だより新年号をご覧下さい。そして現状に甘んじることなく、常に楽しみながら前向きに進んでいく坂和パワーを感じ取っていただきたいものです。

今年1年が、日本にとって、そして皆様にとってよい年となることを心から願っています。

2005（平成 17）年元旦

坂和総合法律事務所

所長 弁護士 坂 和 章 平

2005年に向けての
弁護士坂和章平の抱負と決意

(1) 事務所体制について

吉岡弁護士は1年で退所しましたが、今後とも必要な協力はしてもらうことになります。また就職を希望する司法修習生の事務所訪問は多数ありますが、私としてはいつも「私の事務所は厳しいよ、大変だよ」とアピール（？）し、それが勉強になると真に感じていただける方であれば、是非わが事務所に入所してもらいたいと考えています。

他方事務局体制は、金子友次朗が大きく成長したため「事務局次長」というありがたい（？）役職を与えました。嶋津事務局長とは別の分野を頑張って処理してくれていますので、今後の更なるパワーアップを期待しています。またこの2人を中心とする事務局体制は今後とも更に強化していくつもりです。

このような事務局体制さえ磐石ならば坂和総合法律事務所の維持は十分可能ですので、今後ともがっかりとチームワークを組んで、誠実にあらゆる弁護士業務の処理を遂行していく決意です。

(2) 私の活動スタイルについて

昨年の事務所だより新年号にも書いたとおり、私の弁護士としての活動スタイルは、本来の弁護士業務の他、①大学等での講義・講演、②法律書の出版、③映画鑑賞と映画評論本の出版、④中国旅行、のウェイトが大きくなっています。まずはその総括と今年の抱負から。

①昨年はじめて関西学院大学法科大学院での「都市法」の講義をやり大好評でしたが、それを今年もやります。果たして今年の受講生は何人に増えることか・・・？

②昨年は何といつても『Q&Aわかりやすい景観法の解説』（新日本法規）の出版が大ヒットでしたが、今年は法科大学院用の教科書である『実務不動産法』（民事法研究会）の出版が大仕事で、正月休みも返上で取り組んでいます。乞ご期待！

③これはもうシリーズ本として定着したため、今後も10冊位は次々と続くと思っています。「パート6」は既に製作中で、今年3月には出版できるはず。皆様お楽しみに・・・？

④昨年は3回の中国旅行でしたが、今年は3月に

妻と長男との家族3人での台湾旅行を企画しています。その後も多分いろいろと企画すると思いますので、その旅行記もお楽しみに・・・。

(3) 法科大学院について

昨年4月スタートした法科大学院は今年2年目を迎えるが、司法試験の合格者が34%になると報道されたため、たちまちその土台が揺るぎ始めています。そして予想されたとおり、合格率を上げるため「司法試験合格者の増大を前倒せよ！」という声が沸き上がろうとしています。しかし私に言わせれば、それは本末転倒でナンセンス！たしかに法科大学院での教育は従来とは異なるレベルのものですが、「法科大学院卒業生用の司法試験」がどんな内容になるのかもわからないような現実が先行しているのは、ある意味非常に恐ろしいことです。弁護士のレベルや司法試験受験者のレベルを上げるためにには、もっと根本に遡って、小中学校の義務教育のあり方や高校・大学での勉強のあり方を考える必要があることは明らかです。近時危機感をもって叫ばれている「国語力の低下」は大問題であり、そのテコ入れが不可欠だと痛感しています。

(4) 愛媛新聞での大型コラム執筆

今年1月からは、5人の執筆者の担当による愛媛新聞の大型コラム『道標 2005』での執筆が始まります。03年10月から始まった産経新聞大阪府下版『That's なにわのエンタメ』への映画評論の連載はすでに13回を数え好評ですが、今回は私のふるさと愛媛県への「恩返し」をするべくのチャレンジです。「しゃべり弁」と「書き弁」の二種類があることは『いま、法曹界がおもしろい！』（民事法研究会）でも紹介していますが、私は講義・講演ではしゃべり弁として、そして法律書、映画評論の出版や新聞のコラム執筆においては書き弁として自分を鍛え続けています。これはまるで18歳のころ、学生運動にあけくれていた学生時代のアジ演説とガリ版の原稿書きと同じようなものです。結局人間の本性は変わらないものだなと思いつつ、今年も毎日楽しみながら、「しゃべり弁」兼「書き弁」としての自分をより磨いていきたいと思っています。ふるさとの香りのする私の愛媛新聞での大型コラムをどうぞお楽しみに。

吉岡寛子弁護士・事務局員の退所

新入職員の紹介

坂和総合法律事務所は所員の入れ替わりが激しいのが有名（？）ですが、今年も10、11月に大きな入れ替わりがありました。

第1 吉岡寛子弁護士の退所

吉岡寛子弁護士は2003年10月に入所し、種々の事件処理や『いま、法曹界がおもしろい！』の原稿執筆などバリバリ精力的にこなしていましたが、一身上の都合により、昨年10月末日で坂和事務所を退所しました。ご報告が遅れ申し訳ありません。なお退所後も当事務所の仕事は手伝ってもらうことになっていますので、ご安心を。なお11月1日からは、よつば法律事務所に移籍して弁護士業務を行っていますので、これからもよろしくお願ひします。

第2 横関絵理の退所

横関は坂和弁護士や事務局長らからの口撃（？）にも負けず、コツコツと大学等での講義・講演のレジメ作成や映画評論の入力・整理等の責任者として頑張ってくれていましたが、諸般の事情によりアルバイトを含めて約2年間の勤務を終え10月末で退職しました。

第3 長川由香の入所・退所

坂和事務所での勤務は約8ヶ月間でしたが、その内容は2、3年分（！？）に相当するものでした。坂和先生の集中力と仕事に対する情熱、事務処理のスピード、要領のよさ、字句チェックの厳しさなど・・・社会人デビューしたばかりの私には大きな経験となり自信にもなりました。また、先生をはじめとする事務局スタッフとの出会いは何よりの刺激になったと実感しています。今後、事務所で得たものは必ず活かしていきたいと思います。私の仕事に対する意識の基準は今後も坂和事務所であるとともに、平和な環境に甘んじることなく、頑張っていきたいと思います。

昨年12月から勤務を始めた、親族が経営する株エフアール信用保証でも「嫌われない（？）」程度に「坂和流」を広めていこうと思っています。積極的に自己PRするということも坂和先生から学びましたので少し会社のCMを。株エフアール信用保証は賃貸住宅入居者の保証人になるというシステムで、賃貸住宅市場の振興・発展を目指しています。詳細は<http://www.fr-s.com/>、☎06-6840-3955、メール：kanribu-s@fr-s.comまでお気軽にお問合せ下さい。

最後になりましたが、シネマームなど本の

販売の元担当者としてのお願いです。シネマームをはじめ先生の著書には先生の情熱・知識の他に、事務職員の涙（？）がつまっています。多くの方に読んでいただくことで事務職員の苦労も報われますので、是非販売促進にご協力を願いします（長川由香記）。

坂和事務所で怒られたことも含めて、良くも悪くも普通の会社ではなかなか味わえない経験をしたはずです。別の世界をみて、また坂和事務所が「やっぱりいいな」と思うことがあればいつでも戻ってきてほしいものです。（鳴津）

第4 新入職員の紹介

☆岩元ゆかり（26歳）・・・事務局長について
怒鳴られるかとビクビクしながら頑張っています。好奇心をもって着実に仕事を覚えていってくれることを期待しています。

☆中森亜矢子（24歳）・・・社会人1年生でとんでもない失敗をすることもありますが、めげないのが長所です。いつか大変身をしてくれることを期待しています。



- 1位 『Q&Aわかりやすい景観法の解説』出版（11月）
- 2位 雲南省旅行（11/28～12/5）
- 3位 『シネマームⅢ、4、5』連続出版（4月・11月・11月）
- 4位 MBSラジオ『ありがとうございます浜村淳です』ゲスト出演（4/7）
- 5位 近畿大学法学部での「都市政策と法」講義（4～7月）
関西学院大学法科大学院での「都市法」講義（8～9月）
- 6位 杭州父娘旅行（3/31～4/3）
桂林旅行（6/10～13）
- 7位 天神祭パーティー泣く泣く中止（今年はやりませ！）
- 8位 愛媛新聞 2005年1年間（10回分）コラム担当決定
- 9位 長男宏展（ひろのぶ）司法試験合格（11/10）
- 10位 吉岡弁護士の退所・事務所移籍

* * * * *

法律事務所らしからぬ（？）10大ニュースと思われるかもしれません、弁護士業務はきちんとこなしています。弁護士業務は当然の処理のため、ニュースになるようなことがないだけです。ご安心下さい。

雲南省 昆明・麗江・大理旅行記

(11月28日～12月5日)

(1) 坂和弁護士の一大決心！

昨年盛夏号の杭州（3～4月）と桂林（6月）旅行に続く3度目の中国への旅。それも今回は雲南省の昆明・麗江・大理への7泊8日という長丁場の旅。11/28（日）に出発して12/5（日）に戻るため、丸々1週間仕事から離れることに・・・。多少の心配はあるものの、「お好きなだけどうぞ！」と言ってくれる、やさしく（？）、強力な事務局スタッフを信用して坂和弁護士としても一大決心に至ったわけだ。もちろん、レンタルしたワールドホンは必需品で、旅行中も事務所と連絡をとって報告を聞き必要な指示をしながらの真面目な（？）旅行。従って依頼者の皆様も、坂和弁護士が見聞を広め更に弁護士として成長するための糧と考え、大目に見てやってほしいもの・・・？

(2) 雲南省は三国志の諸葛孔明の世界！

諸葛孔明は劉備を奉じて、「天下三分の計」という大戦略の下に、魏、吳に対抗して蜀の国をうちたて、その都を四川省の成都に定めた。しかしその国力を豊かにするためには南方に勢力をのばす必要があり、そこで目をつけたのが雲南省。今では漢民族もたくさん住んでいるが、昔は完全に異民族の国。今でも雲南省にはタイ族、ハニ族、ペー族、ナシ族など25の少数民族が生活している。雲南省の最南端にある西双版納（シーサンパンナ）の景洪市はミャンマーやラオスとの国境のすぐ近くだ。

(3) さすが、世界文化遺産！

雲南省の省都である昆明は、私の大好きな女優鞏俐（コン・リー）が主演した『たまゆらの女』の舞台の1つ。そして年中春の気温であるため「春城」と呼ばれるまち。他方雲南省ナシ族自治県にありナシ族が住む麗江は、1996年のM7の大地震以降有名となり、翌1997年には世界文化遺産に登録されたまち。中でも標高5596mの玉龍雪山の美しさは有名で、今では1日1万人の観光客が訪れる名山。標高3200mの雲杉坪までリフトで登り、そこから歩くのが標準コースだが、考えてみればこれは富士山の3776mの高さに近いもの。快晴の中で撮影した巻頭の玉龍雪山の美しさに拍手！

また3連泊して見学した麗江古城のまちなみ

みは、すばらしいのひとこと。京都・奈良における観光政策とはケタ違いのまちなみ保全政策とその賑やかさにビックリ。

(4) 大理国三塔倒影公園の美しさ！

7世紀に6つの部族（六詔）を統一した南詔は唐王朝に支持され、唐の全盛期の玄宗皇帝はそのボスを雲南王に封じた。その後10世紀には大理国が建国されたが、これは13世紀に至ってフビライ率いるモンゴル軍によって滅ぼされ、大理国は23王、318年間で滅亡した。

大理はペー族（白族）のまち。三月街というペー族の祭りの時期は観光客が集中しホテルがとれないほどの大人気。大理最大の見どころは、今なお残る崇聖寺の三塔（主塔の高さ69.13m）。これがその南側にある三塔倒影公園の池に映る景色はまさに絶景。その見学の可否が天候や時間帯によるのは当然だが、そこは悪運の強い私のこと（？）、右ページの見事な写真をとくとご覧あれ！

(5) さすがにきつい7日間の中華料理・・・

根がケチで大食漢そして雑食動物（？）の私は、旅行に行けば朝、昼、晩と旺盛な食欲を示すタチ。もちろん人並み以上に歩き回るからエネルギー消費をしているが、今回ばかりはちょっと別。5日目までは旺盛な食欲を示していたが、5日目の晩からはさすがに胃腸がダウン。油っぽい中華料理を全然受けつけなくなってしまった。でも結果はそれでオーライ。あのまま牛や豚のように食べ続けていたら、帰国の際には数kg体重が増え、お腹デップリとなっていたことは確実。自分の胃腸のホドホドの強さ（弱さ）に感謝！

(6) おみやげは漢方薬

血圧が高い私は、雲南省特産の田七（三七）は昔からなじみのもの。大枚300元（約4000円）で買った500gの三七粉は、毎日少しづつ飲んでも1年間は十分持つほどの量。それに限らず、雲南省にはありとあらゆる漢方薬がある。カゼ薬、のど薬を中心としていろいろと購入したから、今年は絶対カゼをひかないはず・・・？

これらの漢方薬を分けて欲しいという方はどうぞ遠慮なくお申し出を。

とにかく最高の旅行でした。その詳細はホームページの旅行記を是非参照して下さい。

**写真で巡る
雲南省 昆明・麗江・大理旅行記**

最長老子のドンパ先生による坂和章平のドンパ文字のサイン（わかるかな？）
(12/1撮影)



プロカメラマン顔負け（？）の坂和章平による、見事な崇聖寺の三塔倒影図に注目！
(12/3撮影)



石灰質のカルスト地形によって出現した
石林の奇峰をバックに記念撮影
(12/4撮影)



お正月は映画を観よう！～お薦め映画の御紹介～

『カンフーハッスル』

・・・「ありえねー！」がテーマの、とことん楽しい
カンフー活劇。バカバカしいと思いつつ、初
笑いを楽しめること請け合い。

『東京タワー』

・・・黒木瞳ファンは必見だが、ちょっとストーリ
ー展開に無理が・・・?
これよりも、秋吉久美子主演の『透光の樹』
の方がいいという中年男性も多いはず・・・?

『ハウルの動く城』

・・・宮崎駿作品にケチをつける評論家はあまりい
ないが、アニメがあまり好きではない私には、
この作品はどうも・・・?
反論のある方はご遠慮なく私まで・・・。

新春講座「景観法」

昨年6月制定され、12月に一部施行された
景観法は、わが国はじめての「良好な景観の形
成の促進」を目的とした画期的な法律です。し
かしその具体的活用のためには、市町村が条例
によって良好な景観形成のための建築物規制
を具体的に定める必要があり、そこには当然住
民と事業者とのせめぎ合いが生まれるはずです。
そしてその論争の中にこそ、成熟した民主
主義が形成される基礎があるものと私は考
えています。

そこで注目されるのが市町村の能力。今年は
景観法を活用して、どの市町村がいつどのような
条例を制定するかを監視しましょう。そこで正月
休みの真剣な勉強のネタとして朝日新聞

(04.9.22 朝刊)に掲載された私の記事を同封
しますので、酔いを覚ましてじっくり読んで頂
きたいと思います。興味をもたれた方は記事裏
面の注文書を利用して『Q & Aわかりやすい景
観法の解説』の購入もよろしくお願ひします。

● 坂和章平のカラオケ部屋 ●

昨年は映画を観て評論を書くことに忙しく、ま
た飲みにいく友人が減ったため、美声（？）を
披露する機会が少なかったものの、韓流ブーム
の『冬ソナ』や『マイ・メモリー』は合格点の
はず。もちろん、ハングル語と日本語のいずれ
もOK。年の始めに坂和弁護士の美声を聴きた
いという方がいらっしゃれば、ご遠慮なくお声
をおかけください。今年は流行の歌のチェック
と練習もちゃんと頑張らないと・・・

『五線譜のラブレター』

・・・『夜も昼も』『ビギン・ザ・ビギン』などブロ
ードウェイ・ミュージカルのヒットナンバーのお
好きな人にはお薦めの、ちょっとおしゃれな映
画デス。

『レイクサイド マーダーケース』

・・・名門中学への「お受験」をテーマとした、ちょ
っと恐ろしいミステリー。
役所広司をはじめ芸達者な俳優陣がズラリだが、
さてあなたの感想は？

『ネバーランド』

・・・2004年はロンドンでの『ピーターパン』初演以
来100周年の記念の年。そんな中、大人必見の
ピーターパンをめぐる愛と感動のドラマが誕生
した。これは泣かせるよ・・・。

事務局長のひとりごと

- 1) 皆様、明けましておめでとうございます。
04年の「事務所だより」新年号・盛夏号で事務局員が安定していますと書きましたが、錯覚だったようで（？）、昨年10月、11月は魔の月となりました。
- 吉岡弁護士の入所により坂和弁護士は本の原稿、講義・講演のレジメ作成、映画評論、中国旅行の合間に弁護士業務を、という夢（？）が叶いかけたのも束の間、現実はそんなに甘くない！ということで、今年も「弁護士」「映画評論家」「講師」などなど2足、3足とたくさんわらじを履いて頑張っていただくことになりました。事務局としても、頼りにしていた吉岡弁護士や横関、長川の退所はかなりの打撃ですが、これまでの事務所の質を落とすことはできないため、皆で一致団結して頑張りますので、ご指導の程よろしくお願ひ申し上げます。
- 2) しかし何故坂和事務所には人が定着しないのか？確かに定着率は低い。しかし私をはじめ10年以上（近く）いる人や経理の細谷さんのように一度退職してまた戻ってくる人もいる。私たちが「変なのか？」。
- 3) 「最近の・・・」と言うのはよくないが、忍耐

事務局次長 金子の奮闘記

- 1) 明けましておめでとうございます。新婚ホヤホヤの事務局次長金子です。入所して約1年9ヶ月という若輩者（？）にもかかわらず『事務局長のひとりごと』に続く個人コーナーを用意され、光栄に感じるとともにこのコーナーが5回、10回と連載できるよう頑張っていこうと気を引き締めています（それが坂和弁護士の狙い？！）。
- さて、記念すべき第1回奮闘記のテーマは、私が昨年1年間に「身に染みて」感じたことです。
- 2) 私が「身に染みて」感じたことの第1は「もう若くない」ということです。冒頭のとおり昨年9月に結婚した私は甘い新婚生活を楽しんでいたところ（事務局長からもういいって！と辟易する声が聞こえてきそうですが・・・）、10月末に事故は起こりました。その日は趣味で続けているバスケットボールの練習日。久しぶりの練習を楽しんでいた私は、ロングパスをカットしようとして相手プレーヤーと激しく衝突してしまったのです。イケる！と判断した大脳とその指令をスムーズに実行できなかった肉体とのギャップが原因で起こった事故。激突した相手はケガ一つありませんでしたが私は右肩甲骨骨折（ヒビ）で全治2ヶ月。みなさんがこの事務所だよりを手にしている頃にはとりあえず完治しているはず・・・。昭和50年生まれ30歳直前の私が「10代のころのようにはいかないんだ」ということを文字どおり「身に染みて」感じた出来事でした。
- 3) 「身に染みて」感じたことの第2は「法律の読

力や責任感がなさすぎる。例えば、事務職員の面接で「かなり怒られるし、仕事も厳しいけど大丈夫？」と聞くとたいていは「大丈夫。しごいて下さい。やりがいがある仕事がしたいです」という模範解答をされる。それで仕事に来てもらって、ほんの少し注意したら「無理です」となる。相性や向き不向きもあり、職業選択の自由はあるのだから合わないと思えばやめるのは仕方ないとは思うものの、ついこの前「やりがいがある、頑張る」って言うたんちゃうん？と思うのですが・・・。また、ミスをしても堂々としている。昔は今にも泣きだしそうな顔をして「すみません。・・・してしまったんですけど」と言ってくる人が多かつたのに・・・。

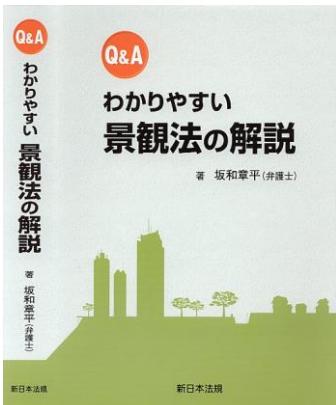
- 4) さて年末に新しく入所した人たちは・・・？
「こんなうるさいオバハンがおるところはゴメンだ」と思うかもしれないが、「愛のムチ」だと理解してもらい、05年の忘年会と一緒にできるよう期待したいと思います。
- 5) 今年も1年を通じて坂和台風（？）が上陸するはずですが、皆で力を合わせて頑張ります。
本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

みこなし方」です。昨年の坂和流10大ニュースの第1位にもなった『Q&Aわかりやすい景観法の解説』の出版について、私は坂和弁護士の指示の下にその1次原稿打ちにたずさわりました。この本は、昨年末に一部施行されたわが国初の景観に関する基本法で良好な景観の形成の促進を目的とする景観法の逐条解説プラスアルファの法律書。このように1つの法律について全体を通して「読みこなす」ことができたのは私にとって大きな勉強となりました。法律の言葉遣いや言い回しは難しい！と一般的に言われますが、結局のところ用語の定義と日本語の文法の基本である主語・述語をきちんと押さえれば「要件と効果」が見えてくるということを、あらためて「身に染みて」理解できました。また景観法の制定は、平成16年10月27日に控訴審判決（住民側の逆転敗訴）が下された国立マンション事件や私の担当事件に関連していることもあり、どのように運用していくのか今後の動向に興味をもっています。私がこのような問題意識をもつようになったのは、坂和事務所において坂和流「モノの見方」に触れ、厳しい指導や助言を得られた（耐えられた？）からと感謝しています。

- 4) 昨年1年間で私が「身に染みて」勉強したことはここにあげた2つ以外にもたくさんありますまだまだ学ぶべきことの方が多いです。弁護士をうならせるような仕事ができるように、また事務局長の負担を少しでも減らすことができるよう頑張っていきたいと思いますのでこれからもよろしくご指導お願ひ致します。

出版物（新刊）紹介

ご注文は坂和総合法律事務所まで F A X (06-6364-5820) もしくはメール (office@osakawa-lawoffice.gr.jp) にてお願いします。送料は実費をご負担いただきますのでご了承下さい。お支払は郵便振替用紙を同封します。



『Q & A わかりやすい景観法の解説』(新日本法規)

定価 4400円（税別）

景観法は平成16年6月11日、「景観緑三法」の1つとして成立し、同月18日、公布された107条からなる、わが国はじめての景観についての本格的・総合的な法律です。国立マンション事件の1審、2審判決からも典型的にわかるところ、わが国の景観をめぐる法的評価は不安定なものでしたが、この景観法の制定によって、「良好な景観形成の促進」は明確な国家的な政策目標と位置付けられることになりました。

この本は、この景観法についての逐条解説（コメント）を行うとともに、景観法制定に伴って改正された法律の解説を行っています。少し難しいですが、正月休みに何か勉強しようという方は是非一度チャレンジしてみて下さい。

* * * * *

『坂和的 中国電影大觀

社会派熱血弁護士 中国映画を語る SHOW-HEYシネマーム5』

(オール関西) 定価 1800円（税込）

中国大好き、中国映画大好きの映画評論家SHOW-HEYの中国映画評論をまとめた一冊。シネマーム『I』(02年)、『II』(03年)、『III』(04年)、『IV』(04年)に収められた中国映画評論を再掲した他、04年の最新作『LOVERS』『インファイナル・アフェア～無間序曲～』『2046』といった最新作や日中戦争に関連して取りあげた日本映画の『戦争と人間3部作』や、劇団四季の『異國の丘』などを加えた合計66本の映画評論が収められています。またプロローグとして4本の「坂和的論文」や個性的映画館「シネ・ヌーヴォ」の副支配人との対談「中国映画を語る」なども掲載されています。そのため、中国や中国映画に興味がある方はもちろん、中国映画は観たことがないという方にもきっと楽しみかつ興味をもっていただけるものと自負しています。

* * * * *

『ナニワのオッチャン弁護士、映画を斬る！』

SHOW-HEYシネマーム4』(文芸社)

定価 1800円（税別）

出版社である文芸社から直接お声がかかって完成した自信作！「全国の書店に展示すれば売れる！」と出版社が判断した結果、生まれた本なのです。

新聞にも広告が載ったのでご覧になった方もいらっしゃるのでは？出版もなく重版も決定し、いよいよ映画評論家としてメジャー・デビューか（？）と期待させる一冊です。表紙も「先生の写真じゃなくハードボイルドタッチでおしゃれ！」と口の悪い事務職員たちの間でも大好評！

この本を参考にたくさんの映画（ビデオ）を観て、人生・恋愛・政治・法律・歴史などオールラウンドに学び、考えてもらえばと思います。

また05年の春頃には文芸社から「シネマーム6」が出版される予定ですので、こちらもご期待下さい！

05年も「シネマーム6、7...」と出版していく予定ですので、よろしくお願いします。



【その他のお薦め本】

愛媛大学法文学部での「都市法政策」の集中講義をまとめた『実況中継 まちづくりの法と政策』I～III

法曹界について坂和・吉岡・嶋津がそれぞれの視点で書いた『いま、法曹界がおもしろい！』

映画評論家SHOW-HEYの初々しい処女作「シネマームI」や「シネマームII」「III」も大好評発売中です。

ご注文は同封の注文書で。お待ちしています。